

# 山梨県交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰要綱

## 1 目的

この要綱は、市町村が交通安全対策に尽力した結果、交通死亡事故の抑止に顕著な功績のあった市町村を表彰し、本県の交通死亡事故の減少に向けた更なる意識の高揚を図ることを目的とする。

## 2 表彰の対象

県内の市町村

## 3 表彰を行うもの及び表彰の方法

表彰は、知事が表彰状を授与して行う。

## 4 授与の基準

(1) 次の基準を満たした市町村について、表彰する。

市町村の人口区分	目標期間
人口10万人以上	300日間連続して交通死亡事故がゼロ
人口5万人以上10万人未満	500日間連続して交通死亡事故がゼロ
人口1万人以上5万人未満	1,000日間連続して交通死亡事故がゼロ
人口5千人以上1万人未満	2,000日間連続して交通死亡事故がゼロ
人口3千人以上5千人未満	3,000日間連続して交通死亡事故がゼロ
人口3千人未満	5,000日間連続して交通死亡事故がゼロ
全市町村	上記の当該目標期間の整数倍の期間連続して交通死亡事故がゼロ

市町村の人口については、年当初の推計人口とする。

### (2) その他の基準等

- ① 交通死亡事故連続ゼロ日数の起算日は、交通死亡事故発生日の翌日とし、目標期間の達成日は当該目標期間の満了日とする。
- ② 目標達成の申告は、達成市町村が行うものとし、山梨県リニア交通局交通政策課がこれを確認する。
- ③ 高速道路における交通死亡事故は、除外するものとする。
- ④ 合併した市町村の交通死亡事故連続ゼロ日数は、合併日から起算した日数とする。

### 附則

この要綱は、平成8年9月1日から適用し、当該日以前の交通死亡事故連続ゼロ日数を加算するものとする。

### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用し、平成15年3月31日以前の交通死亡事故連続ゼロ日数の計算については、高速道路における交通死亡事故を除外して、計算するものとする。

### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

### 附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。